保健所長に 対する事務委任規則の 一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十九日

奈良県知事 荒 井 正 吾

## 奈良県規則第三号

保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

ように改正する。 保健所長に対する事務委任規則 (昭和五十一年四月奈良県規則第五号) の一部を次の

十五中 四を二十九とし、 条第一項本文」を「第二十六条第一項」に改め、 四十八中 六第三項」を「第二十二条の六」に改め、 同号中五十八を六十四とし、 条の四第一項」に改め、 二十二条の六第二項」を「第二十一条の五第二項」に改め、 ら七十七までとし、 第八号十中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」 三十四から四十七までを四十から五十三までとし、 同号二十四中「第二十五条第三項」を「第二十五条第四項」 「第二十五条第四項」を「第二十五条第七項」 二十七から三十二までを三十三から三十八までとし、 「第十三条第十号」 (同条第三項におい 二十九の次に次のように加える。 同号五十八中 同号中七十二を七十八とし、五十九から七十一までを六十五か を「第十三条第十一号」に改め、 四十九から五十七までを五十五から六十三までとし、 て準用する場合を含む。 「第二十条第三号本文」を「第二十条第三号」に改め 同号十五中「第二十四条の四」を「第二十四 同号二十六を同号三十二とし、 に改め、 )」を加え、 同号三十三中 同号十四中「第二十二条の に改め、 同号二十五を同号三十一 同号中四十八を五十四と 同号二十六中 に改め、 同号中三十三を三十 「同項ただし書」 同号十三中 同号中 「第二十六 同号二 同号

法第二十五条第五項の規定による報告の徴収又は立入検査

同号中二十二を二十七とし、二十一を二十五とし、二十五の次に次のように加える。 同号二十八とし、 第八号二十三中「第二十五条第二項」を「第二十五条第三項」に改め、 同号二十二中「第二十五条第一項」を「第二十五条第二項」に改め、 同号二十三を

二十六 法第二十五条第一項の規定による指導又は助言

条の 二」に改め、 第八号二十を同号二十四とし、 四第一項」 同号十九を同号二十三とし、 に改め、 同号中十八を十九とし、 同号十九中「第二十四条の二」 同号十八中 十九の次に次 「第二十四条の  $\mathcal{O}$ ように を「第二十四条の二の 匹 加える。

二十 法第二十四条の二第一項の規定による勧告

二十一 法第二十四条の二第二項の規定による命令

二十四条の四第一項」に改め、同号中十七を十八とし、 第八号十七中「第二十三条第三項(法第二十四条の四」を「第二十三条第四項(法第 )の規定による公表 法第二十三条第三項(法第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。 法第二十四条の二第三項の規定による報告の徴収又は立入検査 十六の次に次のように加える。

## 附則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。